

アメリカ陪審員ストレス研究に学ぶ ＜裁判員ストレスと「評議の秘密」の視座から＞ (1)

河 辺 幸 雄

目 次

- 一 はじめに
- 二 陪審員ストレスの要因と症状
 - 1 カプラン (1992) 論文
 - 2 フェルドマン (1993) 論文
 - 3 ヴィエネン (1993) 論文
- 三 陪審員ストレス要因の複合性
州裁判所全国センター (1998) 調査研究
 - 1 陪審員ストレス
 - 2 司法制度における陪審員ストレスの意義
 - 3 陪審員ストレスに対する司法システムの責任
 - 4 調査報告書の背景
 - 5 調査報告書の概要
 - ① 審理 (以上、本号)
 - ② 陪審評議
 - ③ 裁判終了後の手続き
- 四 陪審員ストレスと裁判官ストレスの相関
 - 1 ピーター (2003) 論文
 - 2 ダヴィッド (2008) 論文
 - 3 ダコタ (2011) 調査研究
 - 4 カリフォルニア (2012) 調査研究
- 五 陪審員ストレスの性差
ミカエル (2008) 論文
- 六 コモンウェルス諸国での陪審員ストレス対応事情
 - 1 ニュージーランド司法委員会 (1999) 報告書
 - 2 オーストラリア・マックグラス (2004) レポート 1・2
 - 3 カナダ・ユーコン (2008) 報告書
 - 4 イギリス・ロバートソン (2009) 論文
- 七 おわりに (裁判員法「評議の秘密」の視座から)

一 はじめに

1 2012年7月札幌地方裁判所での強盗殺人未遂事件審理中に、女性裁判員が失神して椅子から転げ落ちた。法廷で被害者の119番音声を聞き、現場写真を見た直後だった。裁判長は女性裁判員を解任して審理を再開した。

2013年3月4日福島地方裁判所郡山支部で強盗殺人事件の審理中に、被害者女性が殺害される直前に119番通報した際の録音が法廷で流された。法廷に被害者の叫び声が響いた。耳を塞ごうとした女性裁判員は、「証拠はしっかり見聞きしてください」という裁判官の言葉を思い出し、下を向いて耐えた。被害者の無念さが伝わってくるとともに、説明もなく突然流されたことに戸惑った。もう一度再生しようとした検察官を裁判長が制した。続いて裁判員の前のモニターに遺体のカラー写真が写し出された。頭と首には多数の刺し傷があった。一週間後の評議では、室内のテーブルに凶器の包丁が置かれていた。女性裁判員は、吐き気を催した。「気分が悪くなったら、下にカウンセリングの電話があるからどうぞ」と裁判官が裁判員に告げた。誰も動かなかつた。女性裁判員は「私だけ退出するわけにはいかない」と座り続けた。翌日、「被告が起訴事実を認めているのに、ここまで事細かにやる必要があるのですか」と他の裁判員が質問した。裁判官は、「やらなくちゃいけないのです」と答えた。裁判長は、適正な刑を科すには証拠の十分な検討が必要だという姿勢を示した。

裁判所から出された昼食は、ケチャップがのったハンバーグ弁当だった。女性裁判員はそれが血の海の写真と重なり嘔吐を抑えられなかった。判決後「急性ストレス障害」と診断された。今も頭にヘルメットをかぶったような感覚を拭えない⁽¹⁾。

2 英国発祥から数百年の歴史を持つ陪審制度を世界で最も活発に用いてきた米国において、特に死刑判断につきまとう陪審員の精神的・肉体的ストレスの問題に社会が目を向けるようになったのは、比較的最近のことである⁽²⁾。

心的外傷を生じる場面を、事件の直接の被害者に限定していたことに対して、彼らを救助しようとする人々にその範囲を広げる認識が生まれたのは 1990 年に入ってからである。この代償性心的外傷は、マッカーンとパールマンによって概念化された。その範囲にある代表的な者は、現場に赴く警察官、救急隊員、そして医療者らである。さらに被害者のセラピストでさえ、被害者が述べる説明を聞くことにより、心的外傷後ストレス障害を発症することが示された⁽³⁾。

翌 1991 年に、フェルドマンとベルによって、陪審員ストレスを代償性心的外傷の概念の範囲の中に包含させるべきであるという認識が初めて主張された。あわせてその対策の一つとして危機報告集会の有益性が主張された。

<要約> 大事故、暴力犯罪、自然災害に巻き込まれた人々のための危機報告の重要性は証明されてきた。同様の報告制度は、刑事事件において心を悩ませる証拠・証言を見聞きする陪審員に対しても行われるべきである。この論文は、トラックをスクールバスに衝突させ、27 人を死亡させた殺人事件の裁判終了後の陪審員のための「報告集会」について述べている。事件に関する「生々しい」証拠・証言、生存者と被害者の親族の感情の異常な高まり、相当に張り詰めた地域社会と、裁判への国民的関心の存在は、陪審員を極度の緊張下に置いた。「報告集会」制度は、陪審員に、彼らの怒りの感情、(死刑宣告に対する) 罪の意識、挫折感を吐露させ、事件での彼らの(陪審員としての) 役割を認識させることを可能にした⁽⁴⁾。

フェルドマン (1991) 論文は、2 年後の同著者 (1993) 論文で結実した。

3 以降今日に至るまで、米国において、心理学者、精神科医による陪審員ストレスに関する調査・研究論文が発表されてきた。米国においてこの経験的リサーチが可能であるのは、陪審宣告後の陪審員の「評議の秘密」が原則的に解除されているからである。

裁判員法施行の直前に、ハワイ大学准教授マーク・レ빈は、「日本の新市民裁判官」についての論文を発表した⁽⁵⁾。その中で、裁判員法の守秘義務条項の及ぼす影響のひとつとして裁判員の代償性心的外傷を取り除くことの困難性を挙げ、それに対して以下のように述べた。当該論文は、「裁判員の守秘義務—裁判員制度に隠された陥穽」として日本に紹介された⁽⁶⁾。

日本の制度では、裁判員が自分たちの経験について議論することを禁じているが、これは一般市民である裁判員に対して、果敢に公的な職務をやり遂げた後、精神衛生上、悲劇的な、また不必要なリスクを負わせるものである。裁判員がカウンセラーや裁判官あるいは家族と話し合えるという例外を認めない限り、裁判員の心的危機を取り除くことはできないであろう⁽⁷⁾。

日本は、他国がすでに経験し解決へ向けて歩を踏み出している問題につき、それが表面化するまで座して待つべきではない⁽⁸⁾。

4 同准教授が懸念したように、日本の権力は「座して表面化を待った」。上記札幌地裁、福島地裁郡山支部の事件が、2012年、2013年に起こり事態は表面化した。日本が、「既に経験し解決に向けて歩を踏み出している他国」から学ぶべきこととは何であったのか、また今後何を学ばばいいのかを探り、それらの学びの中から裁判員ストレスの軽減と治療のためには、どのような法改正と制度改善が必要であるのかについての視座を獲得することが本稿で

の学びの目的である。

1991 年から 2012 年までの米国論文、調査・研究を通して陪審員ストレスの要因、症状を学び、併せて英国をはじめとするコモンウェルス諸国の陪審員ストレスへの対応事情を概観し、陪審員ストレスをめぐるアカデミック・リサーチと「評議の秘密」との相関を比較法的に考察する。さらにその考察に立脚して裁判員法「評議の秘密」「守秘義務」の再構築のための指針となる制度設計を有する国を諸外国の中に探索する。

二 陪審員ストレスの要因と症状

米国初期 (1992、1993) 論文の中から陪審員ストレスの具体例を取り上げて詳細に整理し、裁判員ストレスとの類似・非類似点を考察する。次に陪審員ストレス要因の複合性について学び、その上で裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点を私見として述べる。

1 カプラン (1992) 論文⁽⁹⁾

① 調査方法

4 件の刑事裁判の陪審員の内 40 名の参加を得て調査・研究がなされた。陪審員が、陪審経験に対する反応を語り、それはビデオテープに収められた。

4 件の事件の内訳は、殺人事件が 2 件、児童虐待事件、わいせつビデオ事件の各一件である。本稿では、2 件の殺人事件について取り上げる。

② 事件の概要

I A 殺人事件

19 歳の被害女性が、両親の不在の時に、訪れたセールスマンに激しく殴打され、レイプされ、果物ナイフで喉を切断されたという殺人事件である。陪審員は有罪を確信し、電気椅子による死刑を言い渡した。

激しく殴打され、ずたずたに裂かれた被害女性のあからさまな写真を見、血塗られた衣類を手に取り、結局死刑を宣告したことは、陪審員

にとっては、狼狽の経験であった⁽¹⁰⁾。

II B殺人事件

立腹したアルコール依存症患者が、元ガールフレンドと同女の現ボーイフレンドに向かって発砲して二人を殺害した事件である。陪審は有罪を確信した。ただ一人の陪審員は、電気椅子による死刑に同意するまでに、長時間を要した。

この事件によるストレスの要因の一つは、長期間の「隔離」であった。一人の女性陪審員が、死刑を科すことに苦闘していたためである⁽¹¹⁾。

③ 裁判手続きが、陪審員に与えた心理的影響およびトラウマ

I Miss I の場合 (A殺人事件)

同女は、18歳の育ちのよさそうな子で、A事件では、最年少の陪審員であった。他の陪審員は、裁判で同女が狼狽することのないようにと、気づかっていた。同女に一時的なトイレ恐怖症が生じた。A事件で殺害された被害者の死体が、トイレの床で発見されたからである。同女は次のように述べた。

トイレに行ったとき、それも特に知らないところではなおさらであるが、私はおかしくなる。うまく説明できないが、私は、被害者が、トイレの床に横たわっているのを想像してしまう。自宅のトイレでも、いつもその現象が生じた。しかしもう今は大丈夫だ⁽¹²⁾。

同女は、陪審員になって4週目の週末に、叔母の家で狼狽した。

私は、トイレに行くのが死ぬほど恐ろしかったものだ。しばらくは妹に付き添ってもらった。しかし今はもう大丈夫。でも少し神経質になるかな。知らない所では⁽¹³⁾。

II Mrs. K の場合 (A 殺人事件)

41 歳の白人女性。A 事件の中でも、最も狼狽した陪審員。被告人が K 女の家ドアをロックしていれば、A 事件の被害者と同じように、K 女もまた被告人を家に招き入れたかもしれなかったからである。確かに被告人は魅力的であった。裁判中 K 女は、症状が悪化したので、医師に診てもらったところ、医師は、精神安定剤を処方した。

裁判について語るとき、K 女は涙を流した⁽¹⁴⁾。

私は、大変なトラウマ状態であった。私の人生で、最大の恐怖の経験でした。私は夢を見た。夢の中で被告人が、私のアパートに何回か侵入してきた。何度も繰り返し夢をみた。その中で被告人は、作り笑いを浮かべて私を見た。私は、その夢で冷や汗を出しながら目覚めるのであった。

Mrs. K のアルコールの飲酒量がかなり増え、裁判後しばらく続いた。長い間の親友との関係が切れた。その親友は K 女の狼狽ぶりが理解できなかった⁽¹⁵⁾。

III Mrs. Y の場合 (B 殺人事件)

63 歳。Y 女は、胸の痛みが原因で、担架に乗せられて、陪審室から運び出された。Y 女には、陪審評議が 5 日経過した時に、胸の痛みが生じた。評議が 5 日間もかかったのは、他の陪審員の一人が、電気椅子による死刑判決に同意しなかったからである。

廷吏が医師を呼んだところ、医師は、救急隊員に Y 女を病院に搬送するように言った。

Y 女の血圧は、170 / 100 の高血圧状態であった。Y 女には、高血圧は

初めてであった。

数日で高血圧症状から脱却したが、数週間後、Y女は右目に異常を感じた。眼科医から網膜剥離が切迫していると聞かされた。しかし結果として剥離はおこらなかった。振り返って見ると、Y女の症状は、裁判官から陪審員に対して「隔離」が言い渡されたときの動揺により発症したのであった⁽¹⁶⁾。

IV Mrs. J の場合 (B殺人事件)

38歳。他の陪審員全員が賛成する死刑判決に抵抗していたが強引に説得され、いやいやながら、死刑判決に同意した。裁判終了後、J女は家で3日間寝たきりになった。J女は次のように言った。

私たちが隔離されていた時、私は睡眠障害に陥った。私は弱りきっていたと思う。家に帰るや、私は病気になった。帰宅後1時間ほどすると、ベッドの中で震え始めた。震えは一晩中続いた。熱が出た。私は弱りきっていた⁽¹⁷⁾。

震えは、翌朝おさまった。しかし続く3日間下痢をした。熱は下がったものの体温は高かった。Mrs. Jは、隔離中の緊張を次のように説明した。

私は、被告人への死刑判決の最後の抵抗者であった。何度も事実を考え合わせたが、やはり死刑判決には踏み切れなかった。他の陪審員は、何も考えていないと思った。私には多くの疑問が生じた。最後の日、私は、被告人は2人の命を奪ったのであるから、死刑になっても仕方がないと思うようにした。しかしわれわれ陪審員に、被告人の生命を奪う権利があるかどうか分からない⁽¹⁸⁾。

Mrs. J は、理由もなく涙が出た。J 女は、被告人の人生に彼女自身の人生を重ね合わせた。

私は、被告人とその家族について考えた。彼は私より 1 つ若い。私も貧しい境遇で育った。6 人の子供を、母はよく育ててくれた⁽¹⁹⁾。

Mrs. J は、10 歳のときに父が殺された。父を殺したのは、家族と同居していた男であった。酔った無意識状態で、男は病気で年上の父をパイプで殴り殺した。彼は、7 年間、刑務所に入った。J 女は言った。「私には被告人と同じような背景がある。そう、それで他の陪審員とは違った影響を受けたに違いない」。J 女の鬱は明らかであった。

裁判以来彼女は疲れ切っている。J 女は好きな本も開けなくなった。毎年楽しめるクリスマスも楽しめなかった。J 女の主人も彼女の鬱に気づいていた⁽²⁰⁾。

④ 心的外傷後ストレス障害の症状

心的外傷後ストレス障害の症状は、殺人事件の何人かの陪審員によって経験された。以下の陪審員の症状は、米国精神医学会「精神疾患の診断・統計マニュアル第 3 版」(1987) の基準を満たした⁽²¹⁾。

I Mrs. C の場合 (A 殺人事件)

67 歳。裁判では狼狽した。C 女は、その経験をトラウマティックと表現した。「恐ろしかったので、今も震える」「陪審員の役目は、もう二度とごめんだ」。このインタビューは、裁判終了後の 6 週目であった。C 女は言った。

写真も配られた。耐えられないほど恐ろしいものだった。しかし私は、それらを見なければならなかった。被害者

が打ちのめされ、ナイフで突きまくられた様子の写真だった。被害者の喉は、全部切り開かれたようだった。被害者の胸には、被告人の足跡が残り、その周りは血の海だった。その夜私は発病した。3日間何も食べられなかった。それらの写真を見たことにより私の精神はあきらかに病んだ。トラウマティックな経験であった⁽²²⁾。

C女は、「それらの写真のことをどのくらいの頻度で思い出したか」という質問に対して、次のように答えた。

非常に頻繁に思い出す。死体安置所とトイレの床に横たわった死体の写真を何回も思い出した。なぜ被告人が、被害者の喉を切断し、体を足で踏みつけたのか理解できなかった。なんと残酷なことを。今はそんなに頻繁には考えない。一月経ったから。しかし内面には耐えられないほどの神経症状が残っている⁽²³⁾。

C女は、さらに夢についてコメントをした。

いまだに夢を見る。起きても寝ればまた夢を見る。そこに被告人が座っているのが見える。そして被害者の少女も見える。夢の中に。

あのすべての生々しい写真のために。夜に2度3度、目が覚める。今でもこのように影響している。私の心からそれを消せないままにいる⁽²⁴⁾。

⑤ 本論文で見られた症状 (全4件対象)

不眠、悪夢、胃痛、吐き気、消化器官潰瘍悪化、神経過敏、怒り、頭痛、心悸、性的抑制、卒倒、麻痺、胸痛、発疹、恐怖、発汗、等⁽²⁵⁾。

⑥ まとめ

当然のことながら、すべての陪審員が、すべての状況の中で、同一の反応を示すことはない。ある陪審員にとってストレスである事柄は、同人の過去の人生と、個人的事情に基盤を置いており、それは他の人とは完全に違っている。

しかし陪審の義務遂行は、陪審の健康に影響を及ぼすことは明確であると考えられる。すべての人に対して有害であるわけではないが、重大な症状が発症していることは注目に値する。症状は軽いものから、一時的なもの、さらに深刻なもの、継続的なものまでである。陪審員は、彼らの時間と労力を、共同社会への責務をまっとうするために捧げている。彼らは仕事と家庭からしばらく離れるとともに、他にも不便を強いられる。共同社会は、そのような陪審員に対して責任はないのであろうか。

裁判が彼らにとってあまりにストレス過ぎないかどうかを正確に知ることが共同体としての義務ではないのであろうか。

陪審員には、被害者の手足切断等の写真を見たり、死刑を宣告せねばならなくなる可能性のあることに対する心の準備が与えられなければならないのではなかろうか。

陪審員が、自由に彼らの考え方について裁判後に話あえる危機報告集会はきっと有益であろう。ストレスに満ちた裁判の終わりには、陪審員にとって、メディカルケアや心理療法が必要かどうかが見極められなければならない⁽²⁶⁾。

⑦ 私見 (裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点)

I 類似点

生々しい写真等の証拠品を調べ、被害者の痛々しい証言を聞き、弁

護人から被害者に対する容赦のない尋問と、返答に窮する被害者の証言を聞かなければならない役割に関しては、陪審員と裁判員のストレスに変わりはない。

またそのような事件には死刑の選択が迫られることもあるが、被害者遺族の心情を察すると同時に、自己の信念としての死刑論を有する場合、評議体の中で少数意見の立場、場合によっては、孤立無援の状況を迎えることもあることは、両者に相違はない。

II 相違点

米国陪審制が全員一致であるのに対し、裁判員制は、多数決である。陪審においては、自らの意見が少数意見、特に独りになったときは、Mrs. Jの場合にあるように、他の陪審員からかなり激しい圧力を受ける。さらに裁判官から陪審員に対して「隔離」が命じられることが少なくない。その間、陪審員は一箇所で合同宿泊して、それぞれ自らの家族とも交信をすることができない。また陪審員同士も、担当事件についての私的な会話が禁じられる。宿泊の間、陪審は、常に裁判所職員の監視下にある。このシステムは陪審員にとってかなりのストレスを誘発する。帰宅を許される裁判員の場合との相違点であることは、両者ストレスの比較に際し、認識しておかなければならないことである。

少数派意見の評議体員に対する、多数派からの攻撃は、混合裁判体であるわが国の場合は、裁判官によってブロックされる。ただこの点に関しては、岩田太は、「例えば、裁判官が市民と一緒に評議を行う結果、『ペギーの事例』ほど過酷な攻撃を他の市民が行うことは防止しやすいかもしれない⁽²⁷⁾。ただ逆に言うと、裁判官という権威者がいることによって、少数者に対して精神的により厳しい状況が生まれないとも限らないであろう⁽²⁸⁾」と記述する⁽²⁹⁾。卓見に言を重ねるつもりはないが、裁判員裁判においては、少数派の意見に対して裁判官が、巧みな法解釈を開陳し、少数派の素人を素知らぬ顔で黙殺し、一方多数派が、自らと同意

見の裁判官の虎の威を借りる様子は、想像に難くない。少数派裁判員にとってそのような状況は、トラウマティックである。裁判官の意思如何にかかわらず、権威者を前にして素人が萎縮する日本の一般的傾向である。評議体が、単独裁判体（陪審のみ）か混合裁判体（裁判員と裁判官）かという両者の相違は、陪審員制と裁判員制の各論についての比較法考察に、常に困難な変数処理を求める。

全員一致、隔離、単独裁判体の陪審 3 要素を考えあわせるならば、陪審員ストレスは裁判員ストレスを凌駕するとの評価も可能であるが、一方混合裁判体独自のストレスの場合も、カプラン（1992）論文が陪審で述べる如く、裁判員の義務遂行は、裁判員の「健康に影響を及ぼすことは明確であり」、「ストレスに満ちた裁判の終わりには、担当裁判官によって、裁判員の中に心理療法やメディカルケアが必要なものがあるかどうかについて見極められなければならない」との結論が導きだされてしかるべきである。

2 フェルドマン（1993）論文⁽³⁰⁾

本論文から、生々しい証拠以外のどのようなストレス要因が、陪審員ストレスの複合要因になっているかについて整理し、裁判終了後の危機報告集会がどうあるべきかを学ぶ。その後それらの点に関して、裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点について、私見を述べる。

本論文は、3 件の事件に対応する 3 人の陪審員の、危機報告集会での成果を提示する。

① 陪審員ストレスの複合要因

I カロルトン・バス衝突裁判

以下 C 陪審と言う。バスの火災により殺害された被害者の生々しい写真、コンピューターで作られた再現証拠、これらの要因は陪審員にストレスを与えたが、さらに複雑にした事情に、被告人は、小さなこの町出身で、陪審員を知っていたこと、一方被害者あるいはその遺族たちは、被告人に死

刑判決を望んでいたことが挙げられる。裁判での訴因は、「謀殺」から「故殺」に変更され、その結果懲役 16 年の判決になった⁽³¹⁾。

Ⅱ ルイスヴィル・殺人事件裁判

以下 L 陪審と言う。被告人は、妻を銃殺し、首を切り落とし、裏庭に埋め、首以外の遺体を焼却した。焼却するまでの 7 日間は、樽に遺体を保管していた。弁護側の主張は、殺害したのは、彼らの 10 歳の息子であり、被告人（その息子の父親）は、息子を守るために死体遺棄をしたというものであった。

陪審員は、庭を掘り起こし遺体を収容する警察の捜索を写したビデオ、黒こげになった遺体の写真を見た。検察、弁護間の激しい論争を聞いた。裁判中は、家族友人間でもこの事件の話しをすることが禁じられた。隔離は命じられなかった。陪審は、被告人に有罪を宣告した。判決は懲役 65 年であった。

報告集会は、裁判官によって設けられた。裁判官は、審理を通して、犯罪の性質上、陪審にはかなりのストレスがかかるものと予測していた。集会は、裁判終了後に行われ、7 名の陪審員が参加を希望した⁽³²⁾。

Ⅲ ミルウォーキー・連続殺人事件裁判

以下 M 陪審と言う。多くの被害者が出たため、15 の訴因で起訴された。有名な事件で、捜査・公判を通じて、マスコミの取材は過熱した。被害者等は少数民族で、ホモセクシュアルであった。被害者等の関係者は、連日傍聴して、しばしば証言内容にたいして、感情的な反応を示した。これらの複雑な要因は、陪審員を社会の監視下においた。被告人は有罪答弁をしたが、責任は否定した。理由は犯行時の精神状態に関する主張であった。双方の専門家証人が、手続きを支配した。

最後の 3 週間半の間、陪審員は隔離された。結局陪審は、全訴因で被告人の責任能力を認め、15 の連続終身刑を言い渡した。報告集会は、裁判終了後すぐに開かれ、2 時間おこなわれた⁽³³⁾。

IV 3 件の陪審員ストレスの要因と反応

3 件とも、陪審員は、何を見聞きするかについての心の準備をする機会を与えられていなかった。陪審員は、審理中は、他の陪審員、家族や友人と事件の会話をすることを禁じられていた。

C 陪審は、法はあいまいで矛盾しており、それによって評議は困難を極めた、と報告した。L 陪審は、裁判プロセスにおける検察弁護の敵対性を混乱および下品なものと表現した。M 陪審は、主要論点が、しばしば見失しなわれ、評議する陪審を混乱させたと解答した。3 件に共通したことは、裁判過程で生じた多くの論点について、陪審員による回答不能ということであった。陪審員の狼狽の原因は、二つ考えられる。ひとつは、生と死の判断の責任を負っているということ。二つ目は、陪審員が、力量不足、挫折を感じていたこと。弁護人の法的主張と専門家証人の証言内容が、陪審員の裁判への理解をさらに困難にした。また陪審は、検察官に対して、必要以上の「生々しい」証拠を提出したと感じた⁽³⁴⁾。

L 陪審、M 陪審は、専門の心理証人が使用する専門用語の意味が理解しにくいと報告した。L 陪審の一人は、弁護人と専門証人が、人を見下した調子で話しをすると憤慨した。一方、3 陪審ともに、裁判官に対して強い信頼をおいた⁽³⁵⁾。

裁判官と精神衛生士の親密な協同は、陪審義務遂行に伴うストレスの処理を支援するためには、非常に重要であると認識できる⁽³⁶⁾。

M 陪審では、他の陪審と違って、隔離が命じられた。そのような場合でも陪審グループの結束は、ストレスに満ちた状況に対処するうえで肯定的な要因であると考えられる⁽³⁷⁾。

宣告を言い渡したことに対する自責の念は、3 陪審に共通のものであった。厳しい宣告であったか、寛容なものであったかで違いがあった⁽³⁸⁾。

② 私見 (裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点)

I 本論文の特徴のひとつは、陪審員ストレスが、「生々しい」証拠

の見聞という要因からだけで生じるのではなく、裁判手続きの全過程において発生する要因が、複合的に作用している点を指摘する萌芽が見受けられることである。この点を明確に指摘し、審理過程の各局面別のストレス要因に着目し、大規模な調査研究をしたのが、5年後の裁判官と陪審員の両者を合同調査対象にした州裁判所全国センター (1998) 調査研究である。フェルドマン論文は非常に小規模な調査であったが、「生々しい」証拠の見聞以外のストレス要因に着目した点において、意義がある。陪審員ストレスの軽減、治療は、その「複合性」に鑑みてなされなければならないことが認識される。私見を述べる前に、本論文に記述された複合要因を整理する。

- i 小さな町の出来事で、陪審員が何らかの原因で、被告人に知られている。
- ii 被害者側の関係者が、連日傍聴し、死刑判決を強く望んでいる。
- iii 有名な事件で、マスコミの取材が、過熱している。
- iv 法はあいまいで矛盾していると陪審が感じたために、陪審評議が混乱する。
- v 死刑判決の選択に対して負っている陪審としての責任は非常に重い。
- vi 陪審は、裁判の判断者として力量不足であると感じ、挫折感を覚える。
- vii 弁護士、専門証人 (特に心理証人) の使用する専門用語が理解しにくい。
- viii 検察官は、必要以上の「生々しい」証拠を提出する。
- ix 検察官、弁護人の敵対的論争が下品である、と陪審が感じるときがある。
- x 死刑宣告に対する誤判への恐怖、自責の念を感じる。

II 以上の整理内容は、陪審員ストレスの要因は、いくつものものが複合的に作用しあっていることを示している。しかもそれは裁判過程の

全局面にわたるものであること、そしてその内容は、当該担当裁判官でなければ具体的に把握できないものであることが理解できる。たとえ「生々しい」証拠の見聞が、ストレス要因の中核を占めるとしても、そのストレスを軽減させるためには、精神衛生士のカウンセリングに先立って、裁判手続き固有の諸要因に対する担当裁判官による適切な法的アドバイスが必要である。本論文が「裁判官と精神衛生士の親密な協同」の重要性を強調する理由はその点にある。

そのような趣旨で開かれる報告集会では、「評議の秘密」が解除され、裁判員のすべての疑問が吐露されなければならない。複合化された諸要因の中から、禁じられた会話を一部分離することはできないからである。それは、続いてもたれる精神衛生士によるカウンセリングの場合も同様である。

上記「iv・v」については、裁判員裁判の場合、評議が裁判官との混合体であるので、裁判員にはこのような重圧が軽減されるとも考えられるが、その分自己の能力と裁判官の示す専門的能力との比較の中で「vi・vii」の挫折感、力量不足感を増幅させ、裁判員において、自己の司法参加の意義に疑問を抱くことも考えられる。裁判官が同席していれば、裁判員法の設計どおりに、裁判官の法解釈の説明を受けて、裁判員が独立して、法の適用を自己の見解と心証形成に基づいてできると考えるのは、早計であり安直過ぎる。少なくとも大陸法系の法適用は、法解釈と密接不可分であり、かつ法と事実認定とをフィードバックさせながら行われるもので、「職人技」として長年の訓練を必要とする。難解な法論点になると、学説は多岐にわたるため、専門家でもかなりの困難を伴うものである。大陸法系諸国で伝統的に行われてきた法的三段論法である。もし裁判員が、裁判員法の趣旨どおりに真正面から取り組もうとするならば、裁判員のストレスは、陪審評議以上にストレスフルであると言っても過言ではない。また陪審評議には裁判官が同席しないため、

個々の陪審員は、法の解釈の理解およびその適用が「誤って」いても、自己の見解に「自信」さえあれば躊躇なく他を圧することもできる。一方、裁判員評議には、三人の裁判官が同席しており、かつ評議は裁判長が主催する。したがって、裁判員の発言する「誤った」法解釈・適用は、明示か黙示かを問わず、裁判官三人のチェックの対象とならざるを得ない。裁判員が、有形無形の重圧に見舞われることは想像に難くない。フェルドマン論文は、陪審員ストレスを避けるために数々の「戦略」が米国市民によって練られていることを報じている。日本においても、裁判員自身が、ストレスを避け、裁判官・裁判員評議を「快適」に、少なくとも「無難」に過ごす目的で、裁判官の誘導のあるなしにかかわらず、裁判官の意見に密かに迎合するか、それとも拝借するか、あるいは「さすがプロ」と持ち上げるなどの「戦略」を用いることは考えられる。「名もなき民」として、長きにわたり「統治の客体」であった日本庶民が培ってきた「権力を逆手に取る」自己保身術である。さらに、これからも権力が、裁判員ストレスの軽減、治療に心底真剣に取り組まないのであれば、裁判員としては、権力の用意した「陥穽」の落とし穴にはまって心的外傷を受けないためにも、評議時のストレス軽減の「戦略」に加えて、「生々しい証拠はしっかり見ないこと」「生々しい証言はしっかり聞かないこと」というさらなる「戦略」を編み出す可能性はある。権力に対する、「名もなき民」のささやかな「抵抗権」の行使である。この不誠実な態度に対して、当該裁判員は、同僚市民からの批判を甘んじて受けなければならないが、「陥穽」を用意し続ける権力からとやかく言われる筋合いはない。ただこのような場合、国民の司法参加の意義の大半は失われてしまう。そうならないためにも、まず権力側から誠意を示し、裁判員ストレスの軽減治療のために、トラウマ防止のための抜本的改革に着手することが物事の筋というものである。それにしても裁判員アンケートの「評議についての裁判員の十二分すぎる満足度」という

結果は、いったい何を物語っているのでしょうか。

日本の裁判所は、裁判員ストレスについて、民間のカウンセリング団体に、全面委託している。しかし裁判員が、裁判の過程で受けた心的外傷を取り除き、あるいは軽減する責任は、第一次的にも最終的にも、それを設営する国家機関の裁判所が負う。何よりも、「生々しい」証拠の見聞だけに目を奪われて、裁判の全過程から生じる裁判員ストレスの要因が複合的に絡み合っていることを見失うことがあってはならない。裁判員ストレスへの対応には、まず当該担当裁判官自身の関与による報告集会が開かれるべきである。裁判員に対する国家の責任は、判決言い渡しをもって終わるのではない。裁判員の日常生活へのスムーズな復帰がない限り、まだその裁判員に対する国家の責任は、終わりを見ない。裁判官は、報告集会において、さらに専門のカウンセリングの必要性が感じられる裁判員には、同人の意向も聞いて、最も相応しい精神衛生士を見出し、両者を引き合わせなければならない。

③ 報告集会モデル⁽³⁹⁾

前述したように、本論文は、「裁判官と精神衛生士の親密な協同は、陪審員裁判にともなうストレスの軽減、治療を支援するために重要である」と主張するとともに、「陪審報告集会」のモデルを提示している。ここで提示されたモデルを知ることにより、後に検討する詳細な州裁判所全国センター (1998) 調査研究の学びの基礎固めとする。

I 導入局面

なぜ報告集会を開くかについて、短いディスカッションをする。

II 描写局面

裁判の間に、どのようなことが起こったのかを、各自話しあう。

III 内省局面

i 陪審員が、見聞きしたことによる、ストレスと苦悩

- ii 裁判手続きに対する怒りと失望
- iii 公正というものに対する罪の意識と不安
- iv 評決内容についての社会の反応に対する心配

以上に対して、担当裁判官が、陪審員の「語り」によく耳を傾け、その後必要であれば、適切なアドバイスをおこなう。

IV 反応表示局面

陪審員が受けた精神的反応と兆候について話し合う。

V 統合局面

日常への復帰、ストレスに対する対処方法を話し合う。

3 ヴィエネン (1993) 論文⁽⁴⁰⁾

フェルドマン (1993) 論文は、陪審員に対する裁判終了後の報告集会の重要性を指摘し、ひとつのモデルを提示した点で意義がある。ただその具体的内容には言及していない。その点につき同じ年に出されたヴィエネン (1993) 論文は、過去 10 年間のニュージャージー州での殺人死刑事件についての調査に基づき、報告集会の持つ意義について具体的に考察し論述する。

ヴィエネン (1993) 論文は、冒頭次のように述べる。「担当裁判官による陪審報告集会およびトレーニングを受けた精神衛生士によるカウンセリングの実践は、まだ実験段階である。研究はほとんどなされておらず、事件資料は散発的である。陪審員のことについて、特に陪審員から、学べば学ぶほど、評議において集団としての結論に到達する過程には、感情、経験、知識、人格が、陪審員個人間、又陪審員と集団としての陪審の間に複雑な相互作用が含まれていることがわかる。陪審員は、他者（特に被害者）が人間として体験した経験を追体験する。そのことを法律家や裁判官は、時々忘れている」。ヴィエネンは、法律家や裁判官が陥りやすい、「陪審員の人間としての側面よりも、法技術的側面により関心を抱く」傾向を指摘する。ヴィエネンは、「陪審は、法に基づいて制度設計された法的事象である」ことの上に立ちながらも、陪審員個々人の人間としての側面に光を当てようとした。陪審宣告

前の生成過程に負荷される苛酷な陪審員ストレスは、宣告後は、人間として解き放たれなければならないと主張する⁽⁴¹⁾。本稿は、ヴィエネン論文の、陪審員の経験からの学び、宣告前と宣告後の陪審員ストレスの取り扱いの相違、の 2 点の視座に着目してその論説を学ぶことにする。

- ① 多くの裁判官は、陪審員に対して、温情ある感情を示し、陪審員は、それに対して尊敬の念を示す。陪審員にとって、トラウマティックでストレスフルな陪審という役割は、報われない仕事であることを、裁判官は知っている。そのような裁判官は、少しでも陪審員の苦痛を和らげることが、彼らの義務であると考え、それには、宣告後の報告集会であれ、カウンセリングであれ、他のインタビューであれ、陪審員が、それらを、「苦痛を和らげる助けになり経費もかからない」と報告している限り、「このシステムを利用すべきである」と考えている。多くの陪審員も、相手が裁判官やカウンセリングの専門家であろうとなかろうと、その経験について、家族を含む誰かと話をする機会を望んでいる⁽⁴²⁾。
- ② 陪審員は、一般的に、死刑判決を下すことに苦悩する。多くの陪審員が言うには、死刑判決の採否の選択の時に、陪審室で「祈り」に頼る。「陪審員は、叫び、手を合わせ、部屋を歩き回り、神に何をなすべきか、知恵を与えられんことを祈る。死刑判決言い渡しが終了し、陪審義務が解き放たれた後、一人の陪審員は言った。『私は、死刑判決を下したことについて、誰かに話す必要性を強く感じた。一人の男性陪審員は、自分の牧師に話すと言った。多分われわれ全員は、ただ聞いてくれるだけでいい、家族やそんな誰かを必要としていた』」⁽⁴³⁾。
- ③ 子供に対する性的虐待殺人事件が一番トラウマティックであり、特に同じ年ころの子を持つ親が陪審員の場合はなおさらである。睡眠障害、悪夢、性機能障害、性的関心喪失、鬱、等が発症することがある。それらに対しては、判決直後の担当裁判官によるグループセッションが

効果的である。その後の専門家によるカウンセリングは、トラウマに対する治療効果を持つとともに、心的外傷後ストレス障害を予防する点においても効果的である。カウンセリングは、その後1、2ヶ月ほどして再召集し、その後のそれぞれの反応を話しあうことが必要である。カウンセリングには、裁判官は同席すべきではない。裁判官は、このようなストレスに対しては鈍感であり、そもそも権威的な姿形をしているのがふさわしくないからである。1、2ヶ月経ってもトラウマ症状が治まらない場合には、専門の精神衛生士の個人的な治療を受けるべきである。なお「報告集会」という言葉が好まれる場合があるが、その言葉には、「治療」という意味が含まれていないことに留意する必要がある⁽⁴⁴⁾。

- ④ カウンセリングは、陪審宣告前にはなされるべきではない。陪審員は、愛するものを失った事の衝撃が、被害者の家族にのしかかった点に対する評価をすることが求められている。このような問題に関する証拠を慎重に検討することは、苦痛と悲嘆の事実についての考慮を要求する。宣告以前の専門家によるストレス軽減のための対応は、陪審に示された証拠に対して、陪審自身の倫理的な結論の到達に干渉することになる。しかし、陪審が宣告を言い渡した以降は、その宣告に到達した過程によってひきおこされた苦痛を緩和するために報告集会やカウンセリングを提供することは、適切なことである。しかし、宣告に到達する以前の陪審の恐怖反応を弱めることは、共同体の倫理代表としての陪審の責務と能力に干渉することになる⁽⁴⁵⁾。
- ⑤ 判決直後の報告集会は、出費も最小ですみ、また容易に当該裁判の一般コストに吸収される。陪審が、自身を、まだひとつのグループとみなし、証拠の影響も、彼らの心の中でまだ新鮮であるときになされる報告集会は有益である。フォローが必要な陪審員、あるいは、極端に心を乱している陪審員に対しては、さらに専門のカウンセラーの追加

支援が必要である。しかし、裁判に関係するものであれば、陪審が審理、評議を通じていかに心を悩ませていようとも、宣告前のカウンセリングが適切であるという人はいない。それに対し宣告後の報告集会、カウンセリングは有益である。カウンセリング・セッションは、「秘密」であり、典型的には、陪審員とカウンセラーだけである。したがって陪審員のプライバシーと宣告の尊厳を守ることができる⁽⁴⁶⁾。

⑥ 私見（裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点）

I 死刑判決を下した陪審員、トラウマティックな裁判を終了した陪審員は、誰かに話すことを望んでいる。その相手が、担当裁判官であれ、セラピストであれ、牧師であれ、家族であれ、とにかく自らの心の思いを語ることで話相手を求めている。ナラティブ・セラピーを求めている⁽⁴⁷⁾。元陪審員が語り、聞き手が寄り添う⁽⁴⁸⁾。その相手が裁判官であれば、報告集会であり、セラピストであれば、カウンセリングである。早期にトラウマが軽減治癒されるのであれば、陪審員の希望に従ってどの方法が用いられてもよい。国民の司法参加において、裁判終了後、終生、全方位に、完全に守秘義務を課することは、参加した国民の心の中に、一時的にストレスを、あるいは、場合によっては長期間トラウマさえも閉じ込めることになる。ヴィエネン（1993）論文は、「結論」で次のように述べる。「将来もっとしばしば報告集会は多用されるべきか、という疑問に対する答えは、報告集会の当否についての議論による結果ではなく、陪審員が、何を望んでいるかということによって得られる」⁽⁴⁹⁾。この視点は、1998 年になって、陪審員ストレス研究を、「議論」としての論説の場から「陪審員の視点からの」調査研究（州裁判所全国センター）という大規模な「経験的リサーチ」への手法へと導いた。

II 「語り」は、語る者の自由なものでなければならない。話すか話さないか、いつ話すか、何を話すか、どのように話すか、誰に話すか、すべて自由でなければならない。そうでなければ、報告集会もカウンセリング

も効果が減少するばかりか、有害にもなりかねない。裁判終了後の、ナラティヴ・セラピーが制度的に保証されるためには、司法参加した国民が、裁判終了後少なくとも当該担当裁判官、セラピスト、そして家族と近しき者への「語り」の自由を有していなければならない。早期にストレスやトラウマを軽減、治癒させるためには不可欠である。裁判の「ある一局面」の事項を話すことを禁じ、さらに違反者に対して刑事罰をもって臨む国の司法参加者は、ストレス、トラウマに関する早期治療を受けることなく、長期に心的外傷後ストレス障害を抱いたまま生きることをも余儀なくされる恐れがある。さらに裁判官をも「評議の秘密」の名宛人にする裁判員法においては、仮に担当裁判官による報告集会が開かれても、その効能においておのずから限界がある。また裁判員によっては、裁判で受けたストレスを、裁判官やセラピストよりも家族との語らいのなかで、癒されることを希望する者もいることを、ヴィエネン (1993) 論文から読み取ることができる。家族との語らいを刑事罰をもってまでして禁じる合理的根拠はいったい何処にあるのか、家族との語らいが、いかなる社会的法益を害するというのか、立法者は、それら立法事由について証明責任を負う。

Ⅲ 「陪審宣告前の陪審員に対するカウンセリングはしてはならない」と断言するヴィエネン (1993) 論文は、さらに「宣告以前の陪審の恐怖反応を弱めることは、共同体の倫理反応に干渉することになり許されない」と述べる。誤解を恐れずに換言すれば、陪審の心に与えた衝撃に対する反応そのものが、陪審の宣告、死刑判決をも形成していくということであろうか。そこでは、必然的に、被害者および遺族のトラウマを陪審が自らの心で受け止め自らの心をも自傷させながら、その苦痛の質、量を物差しとして陪審員としての心証を、死刑判断を形成していかなければならないという、陪審制の根源的な「覚悟」とも言うべきものが秘められている。陪審員が、被害者とその遺族に代わって受ける心的外傷を代償性心的外傷の中に包含した理由が理解できる。

陪審制は、数百年にわたり、国民が「法を無視」してまで、同僚を権力から守り、他方同僚被害者の無念さを全身全霊で共感し、共同体としての倫理を形成してきた。そのようにして、陪審制を有することによって民主主義の一翼を獲得展開してきた国と、21 世紀になって「国民の司法参加」という「殻」だけを拝借した国との間には、根本的な隔りがある。両者の司法制度の優劣を言っているのではない。新しい制度として、しかもその都合のいいところだけを拝借するハイブリッド後発国は、源流先発緒国の試行錯誤、苦悩の歴史とそれらについての調査研究を謙虚に学び、その制度の持つ必然的な「災い」から自国民を守る方策を法施行以前に用意する義務があることを指摘しているのである。必然と覚悟に基づいた社会システムは、それ自身の中に、国民の犠牲を包含する残酷さをも有することがある。それを理解しようとしないう覚悟なき安易な部分的拝借には、自国固有のシステムをも崩壊させていく危険性が潜んでいる。

IV フェルドマン (1993) 論文が、「裁判官と精神衛生士の親密な協同は、陪審義務遂行に伴うストレスの処理を支援するためには、重要なものである」と表現するのに対して、ヴィエネン (1993) 論文は、「裁判官は、カウンセリングには同席するべきではない、なぜならば、裁判官は、このようなストレスに鈍感であり、そもそも権威的な姿形をしているからである」と記述する。日本の裁判官の場合は、どうであろうか。彼らは、当事者の「語り」をゆっくりと聞く耳をもたない。構成要件的思考が、「語り」の音を遮断する。その思考パターンは、日本の法曹全体を蝕む病魔である。最もセラピーに不適合な人たちである。一方精神衛生士が、司法参加する国民のストレスを理解するためには、裁判手続きについて一応の知識の習得が必要である。ストレス要因の中心が、たとえ「生々しい」証拠であるとしても、司法参加した国民のストレスの要因は、単一ではなく、すべての審理局面にそれぞれの訴訟手続き特有のストレス要因があり、それらの複合が、司法参加した国民のストレスを形成しているからである。

又、カウンセリングの段階で、国民に対して、当該担当裁判官に対する不満によるストレスの「語り」を保証するためにも、カウンセリング段階での裁判官の立会いは不適切である。評議が、裁判官と国民の混合体でなされる制度を持つわが国ではなおさらである。結局、治療を伴わない報告集会は担当裁判官において、その後のステップの治療を中心とするカウンセリングは精神衛生士においてなされると考えるのが順当である。それらを理解したうえで「裁判官と精神衛生士との親密な協同（連携）」の考えかたであれば、それはわが国においても当然意義深いものである。生々しい証拠の要因を中心とする複合要因は、裁判手続きの各局面の要因と、裁判後の環境への不安要因が複雑に絡み合って各人特有の心理的要因を形成する。裁判終了後、できるだけ早い時期に、担当裁判官が、裁判手続きに起因する裁判員の疑問に答えることにより、まずは裁判手続きに起因した裁判員ストレスの軽減を図り、さらに専門のセラピーが必要な場合には、裁判所が責任を持ってセラピストを裁判員にひきあわせることが必要である。その意味で、裁判官と精神衛生士の協同（連携）は親密でなければならない。

V ヴィエネン（1993）論文の「議論の結果よりも陪審員の語りに」という精神は、1998年の州裁判所全国センターによる陪審員・裁判官の両者に対する大規模な調査・研究に引き継がれ展開していく。同（1998）調査・研究は、ヴィエネン（1993）論文の「裁判官は、陪審員ストレスに鈍感である」という指摘に応答するかのよう、「裁判官は、陪審員に不親切で、無礼であった」と自省するところからその報告書の記述を始める。

三 陪審員ストレス要因の複合性

州裁判所全国センター（1998）調査研究⁽⁵⁰⁾

この調査研究の主体は、州裁判所全国センターである。米国裁判所の連合組織が調査研究を企画した。調査項目は、陪審員ストレスであり、調査対

象は、合計千数百名の陪審員経験者と担当裁判官であった。研究者によって完全に用意された質問を用いてのインタビューの結果に基づいて、陪審員ストレスを軽減・治療するための考察と、採用されるべき戦略が報告された。この調査研究の特徴は、対象者の数が大規模なものであり、しかも調査対象者として、陪審員経験者とともに裁判官も参加しているため、陪審員ストレスに関して、両者の相関の解明にも資する点にある。このような調査研究がなされた動機については、題目である「陪審員の目から」という表現からも伺い知れるのであるが、さらによりよく知るために、その「序文」を引用する。

われわれの司法制度には、訴訟当事者と証人の権利を守る点において誇れるものはある。しかしわれわれが、人の運命を左右することの点において頼っている陪審員に対して、その保護と注意すべき配慮が欠けている。陪審員が、陪審システムに対する必要不可欠な役割を担っているにもかかわらず、システムは驚くほどに陪審員に対して不親切であり、明らかに無礼である。裁判官の担当件数の増加とかその他いくつかの弁解があるかもしれないが、そのすべてが、司法制度における陪審員に対する対応の落ち度の言い訳にはならない。わが司法制度は、陪審員に対する責任を果たしていない⁽⁵¹⁾。

1 陪審員ストレス

陪審員は、陪審義務のすべての過程においておびただしいほどのストレスの要因に直面する。陪審員資格予備審問、評議、宣告の局面が中心となる。特に有名な事件の場合には、さらにその他のストレス要因が加わる。裁判の長期化、陪審隔離、重大なメディアによる世評、より煩わしい証拠と証言、等である。陪審員ストレスの症状は、精神面、肉体面にその反応が現れる。例えば、不安、挫折、摂食障害、睡眠障害、吐き気、抑鬱、怒り、敵意、等になって表れる⁽⁵²⁾。

2 司法制度における陪審員ストレスの意義

米国陪審裁判協会の調査によると、市民が陪審に参加したくない理由のひとつとして、陪審員ストレスがあげられている。この結果は、米国陪審司法システムに対する困惑を暗示する。かなりの数の市民は、陪審義務に伴う陪審員ストレスが原因で陪審員になることを避ける方法を考案しているといわれる。そうすれば、陪審がわれわれの共同体を代表しているといえないことになってしまうかも知れない。このことによって、個々の陪審評決のみならず司法制度全般に対する信用と信頼の低下にもつながりかねない。陪審システムは、裁判所が、共同体の人々と積極的に交流できる唯一の機会でもある⁽⁵³⁾。米国陪審裁判協会は、次のように指摘している。

陪審システムの意義は、判決生成過程における役割に限定されるものではない。陪審サービスは、市民に裁判過程に参加し学び観察するという機会を提供する。陪審システムは、市民が司法執行に対して積極的な関心を深め興味を持たせる機会を提供する⁽⁵⁴⁾。

裁判所が、陪審員に、積極的にその経験をすることのできる機会を提供することによって、陪審員は、陪審システムを理解することができる。陪審システムを支援し、それに対してすすんで参加している陪審員は、裁判過程における健康への潜在的な悪影響から、裁判所によって守られなければならない⁽⁵⁵⁾。

3 陪審員ストレスに対する司法システムの責任

裁判官と、裁判所職員を含む司法関係者は、陪審員ストレスレベルの増加回避に対して全責任を負っている。本調査報告書で提示されている陪審員ストレス防止と軽減についての戦略は、将来にわたって、よりよき陪審裁判の指針となるであろう。裁判所の施設と手続きに不慣れな人たちに対する責任の履行について、裁判官と裁判所職員に対し強く促しているからである。

さらに事件の迅速な解決とすべての裁判活動の時機にかなった執行をも促している⁽⁵⁶⁾。そして本調査報告書は特に次の点を強調する。

本調査報告書は、裁判の管理・執行という裁判所サイドからの視点からというよりは、陪審員の経験からの視点を重視して、調査研究をおこなう⁽⁵⁷⁾。

4 調査報告書の背景

本調査報告書は、州裁判所全国センターが、ウイリアム・メアリー大学心理学科と協同して、陪審員ストレスの範囲と原因を確定するためになされた調査・研究に基づいている。対象事件は、有名なものが選択された。陪審員ストレスは、どの程度広がっているのか、その主な原因は何であるのか、それに対して裁判所は何をすべきか、について問いかけをしている⁽⁵⁸⁾。

調査と研究を通じて、研究スタッフは、合計 1300 人以上の陪審員と裁判官から情報を得た。陪審員経験者のうち治療を受けるにいたったものは数少ないが、約 3 分の 1 のものが、陪審経験からなんらかのストレスを感じたという結果が報告されている。そして、ストレスは、死刑に相当する犯罪についての「生々しい」証拠を含む事件についてより高い確率で生じていると報告されている。一般的に、犯罪内容がひどくなればなるほど、裁判は長期化し、陪審員のストレスが増加している⁽⁵⁹⁾。

原因と、ストレスのレベルは、個々の陪審員特有の経験によって変わる。死刑相当事件を担当した陪審員は、死刑判決を出すことに決定したことを、かなりのストレスが生じた原因とみなしている。怒り、苛立ち、動揺、倦怠、は共通する特徴である。しかし、さらに大幅に長期化した事件の場合には、孤立感、記憶障害などの症状が報告されている⁽⁶⁰⁾。

5 調査報告書の概要

本調査報告書は、次の 6 章からなっている。そしてそれぞれの局面での陪審員ストレスの発生原因と対策を述べている。第 1 章・序論、第 2 章・召

喚、第3章・陪審員資格予備審査、第4章・審理、第5章・陪審評議、第6章・裁判後手続き、の6局面である⁽⁶¹⁾。

本稿ではこのうち第4、5、6、章について検討し、裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点を私見として述べる。

① 審理

逆説的なことに、陪審員の尊厳を守るために用いられた手順が、陪審員のストレスを引き起こしている。例えば、家族、友人、他の陪審員との事件に関する会話の禁止、そして「隔離」などである。極端な暴力、苛酷な傷害、「生々しい」性的画像を伴った資料はそれ自身陪審員に怒り、ショック、悲嘆、恐怖、絶望を引き起こす⁽⁶²⁾。

身の毛もよだつ証拠を見て、感情的に心を悩ませる証言を聞くことは、陪審義務の遂行に際しての、最もストレスフルなうちの一つであるということが幾人かの陪審員によって報告されている。このことは、例えば身体損傷事件のような民事事件で提出される証拠についても、刑事事件の場合と同じように当てはまる。米国陪審委員会の一員の委員は次のように述べている。「民事事件では、しばしば最も『生々しい』証拠が提出される。というのは当事者の代理人弁護士が、損害賠償額の増額のために、陪審員の感情に働きかけようとするためである」⁽⁶³⁾。

i 心の準備がないままに、「生々しい」証拠を見たり、証言を聞いたりすることは、陪審員が体感するショック、ストレスを増幅させる。本調査研究で何人かの裁判官は、「次に出てくる証拠について陪審に警告を発すること」を勧めた。

写真が示される前に、陪審員に警告しよう。彼らの前にドンと置くよりも、その前に、写真が示されることを、知らせよう。そのようにすれば、彼らも心の準備をすることができる。「写真がくるよ」ということによって、あなたは、彼らのショックとストレスを弱めることが

できる。

実際、何人かの裁判官は、これらの警告は、陪審員資格予備審査段階のように、裁判のできるだけ早い段階に発せられることが望ましい、と発言した。そしてその警告は、数回繰り返されるべきであるとも主張した。そのようにしてなされた警告には、陪審員の、「生々しさ」に対する感受性を鈍化させる働きがある⁽⁶⁴⁾。

ii 裁判官は、又、「生々しい」証拠によるショックを軽減させるための重要な要素として、そのような証拠を陪審員に示す「タイミング」を指摘する。例えば、幾人かの裁判官は、昼食の直前・直後を避けると言い、又、ある裁判官は、そのような証拠が陪審員に示された場合には、手続きを継続せずに、すぐに休廷を命じると言った。陪審員が落ち着くのを待つためである。陪審員の顔の表情や全身の様子を注意深く観察することに努め、危険を感じたら休廷すると報告した裁判官もいた。

「生々しい」写真を見ると、陪審員たちは、うつむくか、顔をゆがめたりする。彼らは、何か、叫ぶが、それでいいのだ。もし彼らがそれを放出できずに内にしまいこむようなことがあれば、私は休廷を命じる⁽⁶⁵⁾。

iii 「生々しい」証拠の分量を制限することは、陪審員に対する感情的効果を減少させるために用いられるもう一つの技術である。「証拠としての『生々しさ』をあらわす写真を提示する目的は、陪審に新しい情報を与えるためであって、『血のかたまり』を強調したり、陪審員の感情を増幅させるためではない。特に写真の中の不愉快な部分が入ってこないようにすることは、『生々しい』証拠による衝撃を少なくするための選択可能な技術である。同じように、裁判官は、弁護士が、証人に

対し、不必要に、困惑を生じさせる事柄について、尋問することを避けるように戒めるべきである⁽⁶⁶⁾。」

陪審員が、「生々しい」証拠を目にする時間を短くすることは、裁判において、陪審員のストレスを緩和するもう一つのアプローチである。あらわな証拠は、いつまでも陪審員の正面に置いたままにすべきではない。例えば、ある陪審員は、「検察官が、被害者の写真を、何日も続けて陪審員に見せた」と不服を表明している。

それはまったく低俗なやり口だった。写真は、被害者の裸の死体であった。死者に対する尊敬の念をまったく欠いていた。私は、悪夢をみた。夢の中で叫んだ。しかし何がいけないのか夫に話すことはできなかった。それは非常に迷惑で、不快で、不必要であった。検察官は、国民の味方と思われているが、（陪審員の）私のためには行動してくれなかった⁽⁶⁷⁾。

いくつかの事例では、「生々しい」写真が、検察官から直接陪審員に手渡されている。本調査研究の中で、何人かの裁判官は、陪審員に次のように言ったとの報告があった。「写真は一度だけ見ればいい。そのあとは、視野の外に置くか、ひっくり返しておけばいい」⁽⁶⁸⁾。

iv 裁判官は、訴訟手続きを中断して、休廷をし、陪審員がストレッチをして、コーヒーを飲み、スナックを食べ、再び裁判に戻っていけるように、試みることができる。裁判官と裁判所スタッフは、陪審員の集中力を阻害する法廷環境に対して、気を配ることが求められる。その環境要因とは、例えば、エアコンやラディエーターの雑音、照明の暗さ、などである⁽⁶⁹⁾。

I 陪審員の安全問題

刑事裁判、特に暴力犯罪を扱った事件の場合、証言を聞いていて、

陪審員自身の安全、幸福に対する不安感が高まる。ある陪審員は、身の回りの状況に対する神経過敏の高まりを次のように表現した。

休息とランチの間、みんなに見られているのを感じる。そしてみんなが、後をつけてくる。ランチルームのカーテン越しに、被告人の家族が見える。エレベーターを降りるとき、被告人の家族が待っていた⁽⁷⁰⁾。

i 通常、裁判所は、陪審員の安全とプライバシーの保護には注意を払っている。極端な場合、裁判所は、「匿名陪審」の使用を許可する。この場合、陪審員についての情報を当事者には知らせない。したがって検察官、弁護士、そして社会にも知られることはない。裁判所の駐車場やその他の場所へ陪審員が行くのに同伴者をつける裁判所もあり、又裁判所内の施設が特別に陪審員を保護するために設計されているところもある。例えば、陪審室から裁判所出口に通じる専用ドア、陪審員のためだけのトイレ、裁判所内カフェテラスでの隔離された陪審員のためだけの一角、などである。それらで、一般社会との接触を防いでいる⁽⁷¹⁾。

ii 陪審員に、被告人に対する先入観を抱かせないために、裁判官と裁判所スタッフの中には、陪審員に、特別な安全警戒については話さずに、不必要な陪審員の不安レベルの増加を避けようとする場合がある。しかし、陪審員は、通常特別な警戒が必要であることを知らされることによって事態を認識し、環境への適応が十分にできる。実際にとられる安全対策についての情報をあらかじめ陪審員に伝達しなければ、陪審員の恐怖を高めるという逆効果を生じさせる⁽⁷²⁾。

裁判官と法廷スタッフは、被告人への予断排除の要請と、陪審員に対する特別安全警戒の告知の必要性との均衡を図るべきである。予断を与えることなく安全を保つことは、微妙な問題であり、ケースバイケースである。裁判官と法廷スタッフは、もしそうすることが適切だと判断したならば、

陪審員に、彼らのために取られるべき安全対策についての情報を提供し、ただならぬ脅威を感じたときは、スタッフに告げるようにアドバイスすべきである。このようなアドバイスは、陪審員に、スタッフが安全問題に関して適切に思考していることと、必要に応じてさらに方策を講じる用意のあることを再認識させることになる⁽⁷³⁾。

Ⅱ 私見（裁判員ストレスを考えるにあたっての留意点）

i この調査の時点（1998年）で、米国では、陪審員ストレスが、陪審参加の障害になっていることを知ることができる。このことは、国民の司法参加に関して、参加する国民はこの問題を避けて通れないことを示している。国民の司法参加を採用する後発国としては、立法段階で、さらに制度施行開始までに、制度自体が有する危険性（参加国民の健康障害に対する危険性）を国民に十分に告知し、あわせて障害発生を最小限に食い止める方策を精神心理学の観点からも説明して国民の納得を得る義務があった。それら方策の詳細を、本調査研究は示している。わが国の選りすぐられた頭脳集団である制度設計者や行政・司法官僚が、本調査研究の存在を含む陪審員ストレスの現状と論点を知らなかったはずはない。設計当時、国民の将来の被害の発生を十二分に予見しながら「座して」被害者の出現を「待った」。後発国制度設計者と制度執行者は、その責任を免れることはできない。2013年3月4日の被害者の出現を受けて、同年6月21日に法務省有識者検討会は、福島女性裁判員の「急性ストレス障害」と診断された事案を踏まえ、精神的ケアのあり方について、実にすばやく報告書をまとめた⁽⁷⁴⁾。ア）裁判所のメンタルヘルスサポート窓口の充実、イ）裁判終了後一定期間のアフターケアの実施、ウ）凄惨なカラー写真に代わる白黒写真や、コンピューターグラフィックスの活用、エ）裁判官による積極的な声掛け、オ）同じ事件を担当した裁判官と裁判員が集まる機会の設定、など運用上の配慮を求める内容が報告書に盛り込まれた。ウ）については、後の私見の検討に譲るとして、ア）イ）エ）オ）については、カプラン（1992）、フェルドマン（1993）、ヴィエ

ネン (1993)、の各論文でも報告され、本調査研究においても詳しく述べられている。これら方策は、裁判員制度施行開始以前から制度設計者によって熟知されていたはずのものである。すべては筋書き通りである。このような「立法流儀」は、時の政権から要請を受けたすぐれた頭脳集団が、とりあえずバラ色の立法成立を図り、施行後に生じる被害救済に名を借りて、制度自体の持つ予定された負の部分への迅速な対応を装う「戦略」としては成功しているが、それは権力執行者側の視点からの成功であり、「座して待たれて」被害にあった具体的被害国民としては、この「生体実験」とも言うべき暴挙を到底許すことはできない。福島地裁郡山支部事件の女性裁判員の提起した訴訟事件は、訴状受理の時点で、その判決結果とその理由は決まっている。この種訴訟は、一審裁判官が自爆炎上しない限り、請求棄却である。しかし立法者・執行者への責任追及の問題提起において、その成否如何にかかわらず、この訴訟には歴史的な意義がある。立法時に例外規定を設けることなく、絶対的包括的に「評議の秘密」の網を張り、法施行後、具体的被害者の出現を待って、国民救済の名の下に、恩恵的政策的に国民に施しを与えるという「落とし穴」の暴露を通して、国民の前にその実態を明らかにする点において、勇気ある訴え提起である。既出のハワイ大学准教授の論文の日本題目の中で使用されている「陥穽」(人を陥れるはかりごと(広辞苑))は、言いえて妙である。この 21 世紀に入っの、世界の中で最も苛酷な「評議の秘密」「秘密漏示罪」規定(裁判員法 70 条、同 108 条)の誕生は、世界の陪審学者を驚愕させた⁽⁷⁵⁾。

ii 本調査研究において、民事陪審の当事者の提出する証拠の「生々しさ」は、刑事陪審以上であるとの指摘がある。特に懲罰的損害賠償請求事件の場合、いわば必然の現象ともいえる。裁判官は、どの範囲の証拠をどのような方法で陪審員に示すべきか、という問題に直面する。当事者主義の原理と陪審員保護の二つの要請の狭間で、どのようにすれば均衡を保てるか、という困難な問題である。一般的には、刑事民事を問わず当事者主義

構造が徹底されればされるほど、検察官と弁護士、原告代理人と被告代理人の闘争は激烈さを極める。正論をしばし横に置き、現実を直視すれば、陪審員は情動に動かされやすいことが指摘されている。英国においては、模擬裁判を通じて、「陪審制は、証拠に関する印象の個人的な偏りを12名の集団的な評議を通じて解消することを可能にするかもしれないが、事件の証拠を離れた事情によって結論を決めることは回避できないようである」⁽⁷⁶⁾。また米国では、合法的な法の範囲内であるならば、あらゆる可能な手段を用いて被告人の依頼に答えていくことが、弁護士の当然の任務の範囲内であることが米国弁護士会の公式的見解で述べられている。弁護士が、陪審員選任に当たって、被告人に有利な情動に動かされやすい陪審員の選択をすることがいたって日常的に行われており、法廷活動もいかにして陪審員の情動に働きかけるかがその中心になることが、現職の米国裁判官によって指摘されている⁽⁷⁷⁾。陪審員候補のプライバシー経歴を調査し、当該裁判において、自己に有利な情動に動かされやすい陪審員の選任に巨額の金員が動く陪審コンサルタント会社の存在がそれを物語っている。陪審法廷に、当事者から提出されようとする「生々しい」「資料」が、陪審への「情動」戦略なのか、それとも陪審心証形成のために証拠法上許される範囲の「証拠」なのかの選別は微妙な領域である。本稿は、陪審員ストレスに関する米国論文に「カラーから白黒へ」という裁判官の工夫に関する記述を今のところ発見できていない。おそらく米国では、具体的事件において、個々の担当裁判官の判断にまかされているものの、裁判官の「カラーから白黒へ」という一律的規律に対しては、当事者の抵抗は強いものとの推測をしている。まず証拠は「あるがまま」が当然の原則であることからすれば、「分量」ならいざ知らず、その「質」において証拠に変容を加えることは、本来できないことである。「証拠としての『生々しさ』をあらわす写真を提示する目的は、陪審に新しい情報を与えるためであって『血の塊』を強調したり、陪審員の感情を増幅させるためではない」との既出の米国裁判官の判断基準にもかかわらず、「カラーから白黒

へ」という事前一律規制の陪審員保護の手法は、米国ではとりにくいものであると考えられる。米国は陪審裁判終了後の、報告集会、カウンセリングという手法に重きを置く事後的手法としての陪審保護ということであろうか。舞台を日本に移せば、結局、裁判員保護の観点からすれば、「一律的白黒」手法を評価することができるが、公正な裁判、当事者主義の観点をも加味して考えれば、日本の事前の一律的判断に、にわかには組みすることには躊躇を感じる。具体的事件の中で、担当裁判官が、当事者および被害者参加人の意見を聞いた上で、当該裁判の脈略の中で、公正な裁判、当事者主義、被害者意識、陪審員の健康保護、等の各要請を総合的に比較考慮の上、「カラーか、白黒か」を決定して、その理由の合理性を裁判員を含む前記関係者に説明すべきものとする。当然のことながら、この点に関しては、本稿としても更なる学びが必要である。

iii 国民が司法参加する国の裁判所は、その参加する国民の健康・安全保護に直接的最大の責任を負っている。そしてその責任は、裁判所の本来的責務の「公正な裁判」の追究の中で履行されていかなければならない。本調査研究（1998）は、陪審員の視点からを標榜したものであり、その目的は達成された。陪審員保護のために、裁判官は何をなし、又何をなさなければならぬかについての本調査研究は、陪審経験者の「語り」の中から陪審員ストレスの実態と将来の司法システムの改善点を浮かび上がらせた。そしてそれは、はからずも、同時に裁判官の苦悩をも表面化させる結果となった。後に、本調査研究の成果を受けて、裁判官ストレスについてのピーター（2003）論文が現れる。さらに2004年を境に、陪審担当裁判官が殺害されるという事件の連続により、陪審員ストレス問題は、陪審安全の守護神である裁判官が生命の危険に晒されるという、新局面を迎えることになった。ダビッド（2008）論文がそれを扱う。ここにおいて、陪審員ストレス問題は、裁判官ストレス問題との二者内部的相関関係を突き破り、さらに法廷スタッフをも巻き込む「法廷ストレス」問題へとそのストレス空間を拡張した。陪審

員ストレスは、1991年に、「代償性」心的外傷の理論の中で登場してきたのであるが、21世紀初頭において、陪審は「復讐」による直接的被害者にもなりうるという具体的恐怖からの「事件（被害者）本人としての心的外傷」に晒される時代に突入した。わずか20年足らずの間での、めまぐるしい展開である。「『法廷ストレス』」の中での『陪審員ストレス』、「陪審員ストレスにおける性差現象」、「性差現象の陪審システムに与える影響」については、章を改めて、ダコタ（2011）論文、カリフォルニア（2012）論文を中心に、学んでいくことにする。

(注)

- (1) 「裁判員制度5年目の課題」毎日新聞朝刊、2013年5月20日、27頁。
- (2) 岩田 太「死刑判断と陪審の精神的負担－合衆国の経験から」法時82巻7号（2010年）35頁。ここで岩田はその要因として「陪審の評議は、神聖なものにとらえられてきたこと、また評議の中身に踏み込むことは判決の終局性という機能を軽減させる恐れがあること、さらに推測になるが、そのようなストレスは陪審制度を採る以上いたし方のないものと捉えられてきたこと、も関係があるように思う」と記述する。本質を捉えた卓越した見解である。ただこの3事由は、陪審員ストレスが個人的にも社会的にも「秘め事」とされてきた理由付けにはなるが、「比較的最近になって社会が目を向けるようになった」ことの理由を説明することにはならない点を指摘しておかなければならない。本稿で扱う報告集会は、ベトナム戦争の帰還兵に用いられた手法であり、それを裁判官が利用したのが裁判官による報告集会である。又初めての「陪審トラウマ」の論文が出されたのは、1991年であった。それを可能にしたのは、1990年の代償性トラウマの理論である。すべてアメリカの心理学会と精神医学会からのアプローチである。そのアプローチのための学術調査を可能にしたのが、従来からアメリカ陪審に存在する「宣告後の評議の秘密の原則的解除」である。他方イギリスでは「1981年法廷侮辱法8条」によって「終生の評議の秘密」が課せられているために、陪審員ストレスは、今なお社会的にも個人的にも「秘め事」のままである。したがってイギリスでは、この分野の十分な経験的調査研究はなされていない。本稿は、陪審員ストレスに「比較的最近になって社会が目を向けるようになった」ことの「現実的」直接の契機は、アメリカ心理学会、精神医学会からのアプローチの開始による表面化との視点を有している。

陪審の心の苦痛に心理学、精神医学の光が当たったことを評価する一方、アメリカ

精神医学会の設定する PTSD 診断基準の広さには十分警戒する必要がある、との批判がアメリカでも強い。製薬会社と精神医学会の結びつきにより、広範囲に PTSD の診断が下され、過剰な投薬がなされる危険性が指摘されている。

結論を先取りすれば、日本の裁判員は、この点において、きわめて危険な状態に置かれている。終生の評議の秘密をかぶせられた裁判員は、家族や近しきものとの語りもできず、それによって軽減されるべき症状も改善されず、さらにカウンセラーに対しても、クライアントとしての十分な「語り」(ナラティブ)は、「評議の秘密」によってさえぎられ、十分なカウンセリングも受けられず、場合によっては、トラウマから PTSD への移行が予防されない。そのような状況の下で、精神科医により PTSD と診断され、投薬が開始される状況が危惧される。(日本の PTSD の診断基準は、アメリカ「DSM 基準」によっている)。

- (3) Lisa McCann and Laurie Anne Pearlman, *Vicarious Traumatization: A Framework for Understanding the Psychological Effects of Working with Victims*, *Journal of Traumatic Stress*, Vol. 3, No.1, 1990.
- (4) Feldmann TB and Bell RA, *Crisis debriefing of a jury after a murder trial*, *Hosp Community Psychiatry* Jan;42(1):at79-81.
- (5) Mark Levin, *Japan's New Citizen Judges: How Secrecy Imperils Judicial Reform*, *The Asia-Pacific Journal*, Vol.19-6-09, May 9, 2009, online at <http://www.japanfocus.org/-Mark-Levin/3141>.
- (6) マーク・レヴィン (榎本雅紀訳)「裁判員の守秘義務—裁判員制度にかくされた陥穽」季刊 刑事弁護 No.60,winter (2009 年)
- (7) 前掲同書 95 頁。
- (8) 前掲同書 97 頁。
- (9) Stanley M. Kaplan, MD and Carolyn Winget, MA, *The Occupational Hazards of Jury Duty*, *Bull Am Acad Psychiatry Law*, Vol.20, No.3, 1992.
- (10) *Id.*,at 326. なお以下を参照。「死刑制度を維持する法域 (2001 年 5 月現在、38 州および連邦) のうち、29 州においては、陪審が、死刑を科すか否かの最終判断を行っている。残り 9 州においては、裁判官が最終的に死刑決定を下す。なお 9 州の内、アラバマ州、デラウェア州、フロリダ州、インディアナ州においては、陪審は、死刑もしくは終身刑の勧告を行い、それを参考にしつつ裁判官が最終判断を下す。」岩田太『陪審と死刑』(信山社、2009 年) 12 頁。
- (11) *Id.*,at 327.
- (12) *Id.*,at 329.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Id.*,at 330.

- (15) Ibid.
- (16) Ibid.
- (17) Id.,at 331.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid.
- (20) Id.,at 332.
- (21) 杉村省吾ほか『トラウマと PTSD の心理援助』（金剛出版、2009 年）16 頁。「DSM-III-R は、アメリカ医学会（APA）の心的外傷後ストレス障害の診断基準（1987）である」
- (22) M. Kaplan, MD and Carolyn Winget, MA, *supra* note 9, at 332.
- (23) Ibid.
- (24) Ibid.
- (25) Id.,at 328.
- (26) Id.,at 333.
- (27) 岩田・前掲注 2）35 頁。「そうすると堰を切ったように、『そうやって一人で拒否権を行使して不一致にして自分の思う通りの結論を勝ち取ろうというのか』と怒りにまかせてペギーを攻める。死刑に賛成する他の陪審員は、何時間をかけても不一致にはさせないぞ、と宣言し評議を続ける。（ペギーは）不眠も悪化し、最後には自ら意見を変えると告げる。」
- (28) 前掲同書 36 頁。
- (29) 前掲同書 34 頁。「多数派ないし当該状況での権威的な立場の者への同調行動については、以前から心理学的な分析によって明らかになっている。一旦孤立してしまうと周囲からのプレッシャーとともに、自己に対する自信喪失が起こり、内外両面から切り崩しにあうに等しく、通常の間人であれば耐えられないような同調圧力を受ける。また、同調圧力は秘密投票などより公の意見表明の場面の方がたかまること、さらに、個人の価値観や倫理的判断に基づく判断の場合は、それが公の場面でしかも頻繁に問われる状況では同調圧力は高まるとされている。これはまさにペギーが直面した場面である。」
- (30) Feldmann TB and Bell RA, *Juror stress: identification and intervention*, Bull Am Acad Psychiatry Law, 1993;21(4):409-17.
- (31) Id.,at 410.
- (32) Id.,at 411.
- (33) Ibid.
- (34) Id.,at 412.
- (35) Id.,at 413.

- (36) Ibid.
- (37) Id.,at 414.
- (38) Ibid.
- (39) Id.,at 415.
- (40) Leigh B. Bienen, *Helping Jurors Out: Post-Verdict Debriefing for Jurors in Emotionally Disturbing Trials*, Maurer School of Law: Indiana University, Volume 68 , Issue 4, 10-1-1993.
- (41) Id.,at 1338.
- (42) Id.,at 1339.
- (43) Ibid.
- (44) Id.,at 1351.
- (45) Id.,at 1354.
- (46) Id.,at 1355.
- (47) 高橋規子「第 1 章 ナラティブ・セラピー：セラピーの最前線」森岡正芳編『ナラティブと心理療法』（金剛出版、2008 年）25 頁。「(ナラティブ・セラピーとは) ごく日常的な言い方をすれば、『人は語りでできている』、より詳細に記述すれば『語りを通じてひとは構成され、対話のなかで構成され続ける存在である』と考えています。語りを通じてクライアントは構成され、セラピストやクライアント自身や他の人々の対話のなかで構成され続ける存在である。」
- (48) 前掲同書 33 頁。「『クライアントのことばの意味は、クライアントに尋ねるしかない。クライアントの言わんとすることは、クライアントに尋ねるしかない』というセラピストの基本姿勢は、ナラティブ・セラピーでは（両者の協力にあたっての）大切な態度であると考えられています」
- (49) Leigh B. Bienen, *supra* note 40, at 1335.
- (50) National Center for State Courts, *THROUGH THE EYES OF THE JUROR: A MANUAL FOR ADDRESSING JUROR STRESS*, NCSC Publication Number R-209, 1998.
- (51) Id.,at 1.
- (52) Id.,at 1-2.
- (53) Id.,at 2.
- (54) Ibid.
- (55) Ibid.
- (56) Id.,at 3.
- (57) Ibid.
- (58) Id.,at 4.
- (59) Ibid.
- (60) Ibid.

- (61) Id.,at 5.
- (62) Id.,at 28.
- (63) Id.,at 30.
- (64) Id.,at 31.
- (65) Ibid.
- (66) Ibid.
- (67) Id.,at 32.
- (68) Ibid.
- (69) Id.,at 33.
- (70) Id.,at 34.
- (71) Ibid.
- (72) Ibid.
- (73) Id.,at 35.
- (74) 「裁判員制度：裁判員の精神的ケア充実を 法務省検討会、見直し報告書」毎日新聞朝刊、2013年6月22日。
- (75) George Mousourakis, *Leagality, the Trial Process and the Jury: Common Lawyers Perspective on the New Lay Assessor System in Japan*, *Housei Riron* Vol. 143, No.3・4, 2011, at 116-125.
- (76) 最高裁判所事務総局刑事局監修『陪審・参審 英国編』(司法協会、1999年)352頁。「このように、感情的な動機も、『陪審による正義』の現われとして正当化する考え方もあるであろうが、それは無罪の方向に働く場合には仮に是認できるとしても、有罪の方向に働くことは是認できないであろう。ボールドウィンとマッコンビルがいうように『感情や同情が陪審の評決に正しく影響するかもしれないと認めるものは、有罪が偏見によってもたらされる可能性のあることも認めなければならない』。同情の対象は何も被告人だけではなく、被害者もその対象になる。」
- (77) ジェローム・フランク著、古賀正義訳『裁かれる裁判所』(弘文堂、1965年)192 - 198頁。

(注補) 裁判員法というハイブリッド法の中的一条項「評議の秘密」を裁判員法全体の中で実質的に論じることには困難を伴う。裁判員法は、裁判体を独仏参審制に倣って混合裁判体とし、国民の司法参加の選任については、「くじ引き司法」の形態を英・米・仏に倣い、この点において、独の参加人形態を排除した。多くの諸手続き面については、米陪審に倣ったが、「評議の秘密」については、英1981年法廷侮辱法8条1項に倣い、一方同8条2項の例外規定は日本の思惑で排除し、世界で最も苛酷な絶対的包括的規定を誕生させた。裁判員法は、英・米・独・仏システムを交配し、

それに日本の思惑を注入した世にも珍しい雑種法である。

(日本人の) 正しい振る舞いという穏やかな表向きの顔の背後には、実は両立不可能なことや疑念、多種多彩の思いつきなど、極度に不安定なバランスが潜んでいるのである。

特徴的なのは、さまざまな対立要素が並存すると、ヨーロッパ人ならどうにも落ち着いていられないのに、日本人にとってはそれが何の問題にもならないように見えることである。

日本人にとってそうした状況は、闘争したり絶望したりするきっかけにはならないのである。互いに対立しあう諸力も、日本人においては、さまざまな場所や時間や機会に割り振られた儀礼の形へと変貌をとげるのである。しかし、表面上調和を保つように見える日本のバランスは、極度に不安定な基盤の上に立っている。多種多彩の思いつきのせいで、バランスは崩れてしまいかねない。(クルト・ジンガー、『三種の神器』)

そのように複雑な背景を持つ裁判員法であるが、その条項は整然として調和を保っているかのように見える。諸手続きは、「時、場所、機会に応じて儀式化」されている。その整然とした条項を、整然と論じることはそれほど困難ではない。しかし「儀式化」されたバランスが、突然の衝撃によって崩れることはある。

裁判員ストレスの表面化により、バランスの一翼に動揺が起る。制度設計者は、その根本的要因である

「評議の秘密」規定を覆い隠したまま、ストレスの軽減に対する「儀式化」された手順を民衆に示し急場を凌ぐ。民衆は、「正しい振舞を装う穏やかな表向きの顔の背後に」潜むからくり気づかない。

やがては露呈するであろうこの法の根本的なほころびも、世紀サイクルではあるが、当分の間は、絶対的包括的「評議の秘密」規定自身で遮断され、誰もその「実」の世界を伺い知ることはできない。すべての情報は、権力の御簾の大奥に今日も鎮座し給う。「黒船」の来襲のないかぎり、この国の御簾の上がることのないことは、何も今に、これに、始まった事ではない。「日本人にとって、このような状況は、『闘争したり、絶望したり』するきっかけにはならないのである」。